

神 奈 川 地 方 最 低 賃 金 審 議 会  
令和6年度第1回神奈川県最低賃金専門部会  
議 事 録

1 日 時 令和6年7月31日（水）午後 3時00分から午後4時40まで

2 場 所 横浜第2合同庁舎 神奈川労働局 大会議室

3 出席者

公益代表委員 赤羽 淳、石崎由希子、芳野直子

労働者代表委員 阿部嘉弘、佐藤信也、佐俣光男

使用者代表委員 関口明彦、長谷川幹男、山本 弘

4 議 事

(1) 神奈川県最低賃金の改正決定について

(2) その他

### 【事務局：最低賃金係長】

それでは、定刻になりましたので第1回神奈川県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、最低賃金審議会に引き続き、お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、最初に本日の出席状況について、9名の委員のうち、9名の御出席をいただいております、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、委員の紹介は先ほどの本審で行われておりますので、省略させていただきます。

それでは、本日の専門部会は、7月24日付けで任命させていただきました委員の方々による最初の会議でございますので、まずは部会長を選任していただきますまでの間、事務局が会議進行を担当いたします。司会進行を担当いたします道井と申します。よろしくお願いたします。

本日の資料はお手元に御用意させていただいておりますので、御確認ください。

専門部会の開催に当たりまして、労働基準部長より、一言御挨拶申し上げます。

### 【労働基準部長】

労働基準部長の池内でございます。専門部会の皆様には本審に引き続きまして、よろしくお願いたします。

令和6年度の中央最低賃金審議会におけます答申の内容につきましては、先ほど本審の中で、藤村会長のビデオメッセージという形で御紹介をさせていただいたとおりでございます。

また、今年度の神奈川県地域別最低賃金に関しましては、現時点では8月5日に答申要旨の公示予定というスケジュールになっておりますが、本専門部会におきましては、本年度の神奈川県最低賃金の改正について、公労使それぞれのお立場から御議論いただき、意見の一致を見出させていただきますよう、審議会の時間、日程等の調整を含めまして、事務局として円滑な運営に全力で努めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方には改めましてよろしくお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、令和6年度第1回神奈川県最低賃金専門部会の開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日以降の御審議よろしくお願いたします。

### 【事務局：最低賃金係長】

次に、部会長及び部会長代理の選出をお願いしたいと思います。部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法第24条第2項及び同法第25条第4

項に「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」とされておりますが、具体的にはいかがいたしましょうか。

**【芳野委員】**

それでは私の方から提案させていただきます。

赤羽委員に部会長を、石崎委員に部会長代理をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

**【事務局：最低賃金係長】**

ただ今、芳野委員から「部会長には赤羽委員、部会長代理には石崎委員」との御発言がありましたが、いかがでしょうか。

**【各委員】**

「異議なし」

**【事務局：最低賃金係長】**

皆様の御賛同が得られましたので、部会長に赤羽委員、部会長代理は石崎委員に、お願いいたします。

**【事務局：最低賃金係長】**

それでは、部会長、部会長代理から一言ずつ御挨拶をお願いしたいと思います。

それでは、赤羽部会長お願いいたします。

**【赤羽部会長】**

改めまして、今部会長に任命されました赤羽でございます。今年度も神奈川県の実情に基づいた、限られた日程ではございますが、労使の忌憚のない意見の交換をしていただいて、何とか意見の一致を見出せるように努力していきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

**【事務局：最低賃金係長】**

続いて、石崎部会長代理お願いいたします。

**【石崎部会長代理】**

着座にて失礼いたします。石崎でございます。今年度も丁寧な審議ができるよう努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

**【事務局：最低賃金係長】**

ありがとうございました。この後の進行につきましては、部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**【赤羽部会長】**

それでは最初に、議事録の確認をしていただく方を私から指名させていただきます。

私と、

労働者側、阿部委員

使用者側、関口委員

よろしく申し上げます。

それでは、審議に入ります。まず、事務局から提出資料の説明をお願いします。

### 【事務局：最低賃金係長】

それでは私の方から資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りしています資料の「別添」を御覧ください。「最低賃金に関する基礎調査結果」についてです。

1、2 ページが調査の概要ですが、調査の対象期日は令和6年6月1日現在であり、調査対象産業は3(2)のとおり、製造業からサービス業ということになっております。そして、「製造業」、「自動車小売業」及び「情報通信業のうち新聞業、出版業」については常用労働者100人未満、その他の産業については常用労働者30人未満を雇用している民営事業所が対象事業所となっています。3 ページは基礎調査の産業の調査産業対象表を載せています。

調査の母数は、産業センサスの約13万8千事業所となります。本件の調査の対象は2,911事業所で、有効回答数は1,377事業所、労働者数は15,378人でした。そしてこの結果を母集団に復元すると、総労働者数は1,084,504人の調査結果となっております。

5 ページから100 ページは総括表で、総括表(1)は、規模別・年齢別の上欄が累計労働者数、下欄のカッコ内が累計労働者数の構成比、総括表(2)は男女別・年齢別の上欄が累計労働者数、下欄のカッコ内が累計労働者数の構成比となっております。

101 ページから116 ページは賃金分布表で、賃金分布表は賃金階級ごとのその区分の労働者数、労働者数の割合を示しております、

まず5 ページの総括表(1)は「規模別・年齢別」、9 ページの総括表(2)は「男女年齢別」となっています。

全産業、全労働者の総括表となりますが、この一番左に時間当たり所定内賃金額があります。青色でマークしている欄が現行最低賃金額「1,112円」の欄になります。その1円下の「1,111円」(オレンジ色のマークがしてある欄)の横を見ていただくと、かっこの数字で1.3とあります。

これは、最低賃金未満で雇用されている方が 1.3%いるということを表し、「未満率」と呼んでおります。昨年は 2.3%でした。

産業別では、製造業 0.8%（13 ページ参照）、卸小売業 1.2%（21 ページ参照）、宿泊・飲食サービス 2.1%（29 ページ参照）、医療福祉は 0.8%（37 ページ参照）、サービス業 1.5%（45 ページ参照）となりました。

ただこの数字には、減額特例許可をされている方なども含んでおりますし、また、たまたま 6 月は労働日数が多かったことから低額で算定されたものの、法令で定める年間平均所定労働時間数で計算すると最低賃金を下回らないという月給者の方も含まれていることだけ御留意ください。

また、「影響率」について申し上げます。先の本審で目安の説明がありました。仮に目安どおり最低賃金が 50 円引き上げられた場合の影響について見てみます。

7 ページをご覧ください。

金額は 1,162 円（緑色でマークしている欄）となりますので、1,161 円以下（黄色でマークしている欄）の労働者に影響がある（改正後の最低賃金を下回る）こととなります。1,161 円の欄のかっこ内を見ていただきますと「28.5」となっており、これが仮に 1,162 円に引き上げられた場合の「影響率」となります。

同様の条件で産業別に影響率を見ますと、製造業は 18.2%（15 ページ参照）、卸・小売業は 35.8%（23 ページ参照）、宿泊・飲食サービス業は 52.9%（31 ページ参照）、医療・福祉が 14.1%（39 ページ参照）、サービス業が 25.6%（47 ページ参照）となっており、宿泊・飲食サービス業、小売業、サービス業で影響率が高くなります。

53 ページからはパートのみの数字となり、月平均賃金は 88,399 円、時間額で 1,368 円になっています。

全産業でのパート労働者の未満率は、0.9%（前年 2.4%）、仮に目安どおり 50 円引き上げられた場合の影響率は 51.8%となり（55 ページ参照）、産業別では、製造業 56.2%（63 ページ参照）、卸・小売業 64.5%（71 ページ参照）、宿泊・飲食サービス 64%（79 ページ参照）、医療福祉は 21.8%（87 ページ参照）、サービス業 62.5%（95 ページ参照）となります。

117 ページ以下は、それぞれを分析、グラフ化したものです。

117 ページは賃金階級別の、全体とパートの累積労働者数、労働者数の一覧表、118 ページは全体、パート別、労働者数の累積グラフ、119 ページは全体・パートの賃金階級別労働者数のグラフです。120 ページがその構成比グラフとなっております。

御覧のとおり現在適用される最低賃金額 1,112 円のところが多くなっています。

121 ページの表は、令和元年以降の特性値がどのように変化しているかを示しています。

122 ページのグラフは、目安額 50 円前後の引上げの改正額を 1,157 円から 1,166 円の間にした場合の、全産業、全規模及び各規模別の影響率の折れ線グラフです。

123 ページは改正最低賃金額による引上げ率、引上げ額の一覧表です。引き上げ率は小数点以下第 4 位を切り捨てたものを記載し、右欄は%以下の小数点以下第 3 位を四捨五入して、小数点以下第 2 位にしたものです。

124 ページ以降は 5 ページから 116 ページの基礎調査結果に基づいた一覧表となっております。後ほど、御参照いただければと思います。

すいません、ここで 1 点訂正がございます。124 ページの影響率のパーセントに少し記載誤りがございましたので、申し上げます。

まず、左側の全労働者の影響率、上から調査産業計 28.7%とございますが 28.5%とございます。その二つ下の欄、卸・小売業は 36.2%とございますが 35.8%が正しいです。また、さらに二つ下の医療・福祉の欄、14.8%とありますが 14.1%が正しい数値になります。

右側パート労働者の欄になりますが、影響率の上から調査産業計、52.3%とございますが、51.8%が正しい数値になります。その二つ下ですね、卸・小売業の 65.3%、これも 64.5%が正しい数値になります。さらに二つ下の医療・福祉 23.1%とございますが 21.8%が正しい数値となっております。

申し訳ございませんでしたが、ここで正させていただきます。

私からは以上となります。

#### 【赤羽部会長】

ありがとうございます。今の事務局からの御説明について、質問等がありましたらお願いします。

**【事務局：賃金室長】**

私から補足で、先ほど口頭で申し上げました資料ですが、新しいのが出ております。資料の1（3）消費者物価指数等の推移で、先ほど5月までの表を付けましたけれど6月の分が載っているのを付け加えさせていただきます。

以上でございます。

**【赤羽部会長】**

はい、ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

**【各委員】** （質疑・応答なし。）

**【赤羽部会長】**

それでは、先ほどの本審で労使の基本的な考え方をお聞きしましたので、労使各側からそれぞれ個別に御意見・御見解を伺いたいと思います。

まず労側から御意見御見解を伺い、次に使側から伺うことにしたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

**【各委員】** （異議なし。）

**【赤羽部会長】**

それでは、以後は個別折衝で行います。

**【事務局：最低賃金係長】**

それでは、ここから先は個別折衝となり、その後も各委員が揃って議論を行う場はございませんので、傍聴人の方はここまでということになります。

傍聴ありがとうございます。どうぞ御退席ください。

御案内をお願いいたします。

< 個別折衝 >

< 再開 >

**【赤羽部会長】**

本日は第1回目ということで、労働側、使用者側とも幅広く御意見を伺いました。要旨だけ簡単に説明いたしますと、労働側の方から、目指すべき水準、そしてあるべき水準という大きなお考えを色々なデータを使いながらお示しいただいたかと思えます。詳細は、今皆さんのお手元にある労働側委員が御用意されたデータを見ていただければと思いますが、特に、東京と離れないように、離されないようにしていくことが、大事だということデータをを使って主張されたかと思えます。

一方で、使用者側の方からは、全体的な世の中の賃上げトレンドということ十二分に理解はされていると。しかしながら、やはり、特に中小零細企業の

現場の状況、特に人手不足、あるいは価格転嫁の難しさ、まあ価格転嫁に関してはどうしても、いわゆる賃上げとのタイムラグというのが生じていて、実際、個々の企業の現場では非常に苦しい状況がある、また業界によっては、市場価格が純粋に自由競争のメカニズムが動いているのではなく規制されていて、価格転嫁のタイミングも3年に1回くらいしかできないという、そういう実情もあるということの各業界の現場の御説明がありました。

第1回目ということですので、労使双方とも、細かい話というよりも、大きな話を中心にお話をされたかと思えます。現状では労使各側の意見というのはまだ、隔たりはありますので、今後更なる調整が必要だと考えております。

本日は時間の都合もありここまでいたしますが、次回も引き続き各側から個々に御意見・御見解をお伺いしようと思えます。

事務局から今後の日程を御説明ください。

**【事務局：賃金室長】**

第2回の専門部会は、明日8月1日（木）午前10時00分から、本日より同じこの合同庁舎8階神奈川労働局の会議室で行います。

また、第3回は、8月2日（金）午前10時00分から場所は同じく8階の神奈川労働局会議室となります。第4回は、8月5日（月）午前10時00分から、合同庁舎1階の共用第3会議室となりますが、また、御案内をいたします。

審議状況によりますが、8月5日が最終日であり、その日の午後に本審を予定しております。

以上です。

**【赤羽部会長】**

ありがとうございます。ただ今の今後の日程について、御異論がなければ、そのようにすすめたいと思えますがいかがでしょうか。

最終日が5日ですが、次の日ももしかすると、というお話が昨年がありました。今年はその可能性はありますか。

**【事務局：賃金室長】**

可能性は残してありますので、そこは大丈夫です。

**【赤羽部会長】**

その可能性はゼロではないということでもいいでしょうか。

**【事務局：賃金室長】**

審議状況によりますが、一応8月5日を目途ということにしております。

**【赤羽部会長】**

他によろしいでしょうか。それでは、以上をもって第1回神奈川県最低賃金専門部会を閉会します。どうもお疲れ様でした。

< 閉 会 >